

農業者 各位

宇都宮市農業再生協議会  
会長 佐藤 俊 伸  
(会長印省略)

### 令和5年度 営農計画書の確認について

日頃から、本協議会事業につきまして、御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。  
さて、確認用の営農計画書を送付いたしますので、作付内容等を御確認いただき、修正・変更等がある場合は、令和5年10月23日（月）までに御連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、修正・変更等がない場合は、連絡不要です。

#### 記

#### 1 確認内容（裏面「営農計画書の確認ポイント」参照）

営農計画書の内容が、経営所得安定対策等の交付金額の算定の基礎となります。  
必ず確認をお願いします。

(1) 氏名、住所、電話番号

(2) 作付内容（所在地、作物名、面積等）

※1 作業受委託（筆の移動）が反映されているか、御確認ください。

※2 作業受委託により委託された農地は、耕作者（委託先）の営農計画書に記載されます。

(3) 不作付年数、水稻作付最終年、畦畔・水利

「水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田（不作付年数・水稻作付最終年）について」を参照してください。

※ 交付対象外水田となった場合、国の水田活用の直接支払交付金（飼料用米や麦・大豆等の交付金）の対象水田から除外されます。

#### 2 連絡期限

令和5年10月23日（月）まで

※ 修正・変更等がない場合は連絡不要

#### 【問い合わせ先】

宇都宮市農業再生協議会事務局  
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)  
TEL：028（632）2458  
FAX：028（639）0618



# ≪水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田（不作付年数・水稲作付最終年）について≫

令和5年度 営農計画書（確認用）

下記の□太枠部分の申告内容（所在地、作物名、面積等）を御確認いただき、宇都宮市農業再生協議会事務局へ修正等がある場合は、必ず御連絡ください。

**不作付年数が「4」以上の水田（交付対象外水田）は、「網掛け」で表示してあります。**

**※「畦畔・水利がない」旨申告があったほ場についても交付対象外水田として「網掛け」で表示してあります。**

**令和4年度以降に、水稲を最後に作付けた年度を表示してあります。**

|         |   |
|---------|---|
| 収量 (kg) | 0 |
| 面積 (㎡)  | 0 |

【主食用水稲作付参考値(地権者ベース)】

|         |       |
|---------|-------|
| 面積 (㎡)  | 716   |
| 収量 (kg) | 3,678 |

令和5年9月2日 作成 【1/1】

| 耕地番号 | 分耕番号 | 土地の所在区分 | 土地の所在地 | 水田実利用面積 (㎡) |        | 主食用水稲作付面積      |        | 作物名 | 面積 (㎡) | 作物名 | 面積 (㎡) | 作物名 | 面積 (㎡) | 地権者 | 畦畔・水利 | 備考 |
|------|------|---------|--------|-------------|--------|----------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|----|
|      |      |         |        | 品名          | 面積 (㎡) | 作物名            | 面積 (㎡) |     |        |     |        |     |        |     |       |    |
| 0001 | 001  | 0       | 0181   | 旭1丁目110     | 2,156  | 001<br>コシヒカリ   | 2,156  |     |        |     |        |     |        |     |       |    |
| 0002 | 001  | 0       | 0181   | 旭1丁目111     | 1,000  | 720<br>(全)保全管理 | 1,000  |     |        |     |        |     |        |     |       |    |
| 0003 | 001  | 0       | 0181   |             |        | 720<br>(全)保全管理 |        |     | 3,000  |     |        |     |        |     |       |    |

## 【「不作付年数」にご注意ください！】

- 平成30年度以降3年連続して作付けが行われず、その翌年度も作付けが行われない水田は、「水田活用の直接支払交付金」の対象から除外されます。
- 「不作付年数」欄には、平成30年度以降連続して、「(全) 保全管理」又は「(全) 調整水田」であった年数が記載されています。

【例】令和2年度～令和5年度の4年間、(全) 保全管理であった水田 ⇒ 不作付年数：「4」

- 不作付年数が「4」以上の水田は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外されています。
- 交付対象水田から除外された農地は、利用権や作業受委託により、ほかの農業者に貸借を行った場合も、交付金が支払われなくなります。  
(農地中間管理権の設定など、一定の条件を満たす場合は、交付対象水田とされます。)

## 【「水稲作付最終年」にご注意ください！】令和4年度追加事項

- 5年間に、一度も水稲（主食用米、加工用米など）の作付けが行われない農地は、「水田活用の直接支払交付金」の対象外となります。
- 引き続き、交付対象水田とする場合は、水稲と転換作物との作付のローテーションを御検討ください。  
(継続して交付対象水田とする場合は、5年に一度の水稲の作付けが必要)
- ※ 水稲の作付けが行われない場合も、5年に一度、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、交付対象水田とするなどの特例が示されています。